

せいそう 労働者速報

2011年11月17日
NO.1022

東京清掃労働組合
中央執行委員会

教育宣伝部

2011 賃金確定闘争妥結！統括技能長設置基準の改善などを勝ち取ったことから、受け入れを判断！ストは回避。

交渉のヤマ場と位置付けた本日、断続的に開催した専門委員会交渉、小委員会交渉の場で、あらためて我々の切実な要求を繰り返し強く訴えてきました。その結果、平成23年度給与改定（第4回）団体交渉において、区長会側より一定の改善案を引き出すに至ったことから、中央委員会での議論を経て、今期確定闘争の妥結を判断しました。よって、18日に配置していた1時間のストライキについては回避とします。

わが組合は、各交渉と同時並行的に中央委員会を断続的に開催し、状況報告を行いながら、区長会側の最終提案内容について検討をしました。

諾否の判断を行った中央委員会は夜遅くにまで及びましたが、交渉のみならず大衆闘争を全組合員の総力で闘い抜いた結果と受け止め、3年連続となる月例給の引下げ、さらに所要の調整を行う等、極めて厳しい内容もある一方、統括技能長の設置基準等を改善させたことから、取り巻く状況等を総合的に判断し、区長会側の最終提案を了解することとしました。

2011 賃金確定闘争 主な妥結結果について

○勧告に関わる事項は、勧告どおり実施

- ① 給与改定については、勧告どおりの実施。

月例給（平均 0.20%）は、3 年連続となる引下げ。

一時金（年間 3.95 月）は据え置き。

- ② 業務職給料表は、行（一）給料表の改定に準じて引下げ。

保障額表についても同様の引下げ。

- ③ 公民較差相当分の解消を図るため、3 月期の期末手当にて「所要の調整」を実施。

○改善や前進を勝ち取った事項

- ④ 統括技能長の設置基準に「その他、職務内容に応じて、任命権者が必要と認める場合に設置する」を加えた。

- ⑤ 現業系人事・給与制度の改善について、「今後も皆さんと協議してまいりたいと考えております」と今後の協議を約束させた。

① 技能長に続き、統括技能長の設置基準も改善！！「その他、職務内容に応じて、任命権者が必要と認める場合に設置する」を加えた！！

08 確定闘争による設置基準の改善と併せ、各区における交渉の強化により、現在ではほとんどの区において設置基準を大きく上回る技能主任が配置されています。しかし、この設置基準の改善が、技能長にはほとんど適用されていないのが現状です。「任命権者が必要と認める場合」よりも「概ね 20 人に 1 人」とする設置基準に重きを置き、配置数を拡大しないばかりか、定数の削減すら画策する区もあります。

しかし、自らの担当業務と併せ、数十人の部下の指導、苦情や要望への電話対応や、場合によっては現地に足を運んでの区民・事業者への指導など、移管以降拡大し続ける職務・職責の一方、行政系主任主事よりも低い最高号給に抑えられ、精神的にも肉体的にも追い詰められるなか、円滑な事業運営のために身を粉にして職務に従事しているのが実態です。これでは、各区において技能長に欠員が生じてしまうことは当然です。

そして、現業差別と言わざるを得ない給与水準、成績制度の下で加速する差別と分断、減員・減車により年々改悪される労働条件、こうした攻撃によって、職員全体のモチベーションが低下し、各区の清掃事業が疲弊し劣化しているなか、事実上、清掃事務所の運営を一手に担っていると言っても過言でない職務・職責を背負い、区民サービスの低下をさせないために奮闘しているのが統括技能長です。

しかし、移管後の各区における事務所統合や作業計画の統合などを受け、多くの区において統括技能長は 1 名のみの配置とされています。事業運営のみならず、100 人を超える職員の指導、さらには本来、行政系の係長が行うべき議会対応まで担っているのが現実であるにも関わらず、最高号給の比較では主任主事を僅かに上回る水準でしかないのです。

こうした実態をくり返し訴え続けた結果、区長会当局は一定踏み込んだ対応を行い、統括技能長の設置基準に「その他、職務内容に応じて、任命権者が必要と認める場合に設置する。」を加える判断をさせることができました。

現在すでに、現場定数内の技能長を配置している区もあります。本庁へ配置されている区も存在します。こうした各区における清掃職場の実情に合わせ、区民本位の清掃事業を円滑に運営する為の統括技能長・技能長の配置を勝ち取りましょう。

② 現業系人事・給与制度について

09 賃金確定闘争により勝ち取った「保障額表から給料表への切替」に付随した課題があります。最高号給到達者や、多大な調整号数が生じることによって、切替がされても実質的に昇給がない職員も多く存在します。こうした矛盾の解消についても、号給増設や給与水準の向上と併せ、当局の責務で改善すべき課題ですし、昨年確定闘争の場で、「定年の延長も踏まえ、今後協議してまいりたいと考えております。」との発言を引き出しています。

また、特別昇格制度については、今年度をもって廃止されることが既に決定しています。しかし、たとえ主任ではなくても、収集運搬のみならず、長年の知識と経験を

活かし区民や事業者へのきめ細かい対応を行うなど、区政の最先端で日々奮闘する職員の努力が反映される制度を構築しなければなりません。

こうした、わが組合の中心課題である現業系人事・給与制度の改善については、高齢期雇用の問題と併せて協議していくこととなります。区長会当局は、「特別区における再任用等の実態を踏まえつつ、採用から退職までの人事・給与制度全体のあり方について、総合的な検証を行う必要がある」としていることから、厳しいやり取りを想定しなければなりません。清掃業務の内容や職場実態を踏まえ、十分な労使協議を基に我々の意見を反映させるため全力を尽くします。

③ 全組合員の総力を結集して闘った成果と受け止め、妥結を判断

区長会当局へ圧力をかける大衆行動として、11月1日の第一波総決起集会を皮切りに、各地連による第二波総決起集会、そして、11月15日の第三波総決起集会を打ち抜き、各職場では署名行動やステッカー闘争、報告集会等による課題の共有化や闘う意思統一を全力で行っていただきました。名実共に全組合員の総力を挙げて闘いを展開していることを区長会当局に強く意識させることが出来ました。

こうしたことを踏まえ、3年連続となる月例給の引下げ、所要の調整など、極めて厳しい内容ではありますが、本部・地連・支部を貫く全組合員の総力を挙げて闘った結果、区長会当局に踏み込んだ対応を決断させることができたことから、中央委員会では受け入れを判断し、17日午後10時過ぎからの回答交渉にて妥結となりました。したがって、18日に予定していました1時間の実力行使は回避することとします。

※妥結内容の詳細については、「せいそう労働者」を早急に発行しますので、ご参照下さい。併せて、各区・一組担当中央執行委員と連携していただき、組合員への報告・意思統一をお願いします。

2011 賃金確定 区長会の最終提案に対する判断について

2011年11月17日
東京清掃労働組合
第2回中央委員会

経過について

9月30日、人事院は国家公務員に対する給与勧告を行った。国家公務員の賃金改定を巡る動きは、5月の労使交渉により国家公務員給与の取扱いについて合意し、「臨時特例法」として国会に提出された。公務員連絡会は、労働基本権が制約されている代償として人事院勧告制度が措置されてきたことからすれば、5月の労使合意は、本来のあるべき姿を表したものであり、極めて重い意味を持つものとし、こうした経緯を無視し、給与勧告を強行した人事院の姿勢は、自らの保身と言わざるを得ないと批判した。

10月28日、政府は給与関係閣僚会議を開いて、本年の人事院勧告を実施するための給与改正法案は提出しないことを確認し、その後の閣議で正式に決定した。公務員連絡会は、この閣議決定に対し、「人事院勧告を実施しない方針を正式に決定したことは、この間の労使合意に基づく当然の判断」とした上で、自律的労使関係制度の実現に向け、関連法案の成立に取り組むこととした。

人事院は、例年5月1日から行っている民間給与実態調査について、東日本大震災による甚大な被害等を踏まえて、6月24日から8月10日までの期間で調査を行った。

こうした国の動きの影響を受けて、各地方自治体の給与勧告の時期も例年よりも遅れることとなった。特別区人事委員会は10月28日、各区長と各区議会議長に対して「職員の給与に関する報告及び勧告」を行った。月例給に関する勧告は、職員給与が民間給与を上回っており、これを解消するための引き下げ改定というものであった。また、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間の特別給（賞与）と概ね均衡しているため改定なしとした。

月例給は、三年連続の引き下げ改定であり、日本一生計費の高い首都圏で暮らす特別区職員の生活実態をまったく考慮していないばかりか、職員の利益保護という第三者機関としての役割を放棄した自主性・主体性に欠ける勧告であった。

国の動きにも顕著なように、公務員給人件費の削減方針は、東日本大震災を口実として削減そのものが目的化した主張がされている。特別区においても、各区の新年度予算編成における財源不足の顕在化を受け、国に追随した人件費削減攻撃がかけられている。その攻撃は、公務労働者のあり方に対する攻撃であり、区民生活に密着した清掃事業のあり方にかかわる攻撃である。

特別区人事委員会勧告が10月28日に示した「職員の給与に関する報告及び勧告」の主な内容は、① 公民較差（△842円、△0.20%）を解消するため給料表の引下げ改定、② 特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間の特別給（賞与）と概ね均衡して

いるため改定なしというものだった。また、高齢期雇用への対処として、具体的な方策等は示されなかったが、「高齢期雇用に係る諸問題の検討にあたり、組織活力の維持・向上の視点や、培った知識や経験、技術を次代に継承するため高齢職員の活用の視点に留意」「検討にあたっては、高齢期の職員の働き方だけでなく、採用から退職までの人事・給与制度全体のあり方を検証」「公的年金の支給開始年齢の引上げは目前に迫っており、任命権者とともに国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、早急に特別区職員の実態を踏まえて検討」とした。

10月28日の勧告後の区長会に対する要請、団体交渉、専門委員会などで勧告の問題点や不当性について指摘をし、勧告に左右されることなく、誠意ある対応をするよう求めた。また、業務職給料表については、本来労使交渉で決定するものである。給料表そのものを示さず、「業務職給料表は依然として高い水準にある」「勧告された給料表の改定内容に準じた検討を進めております」という考え方を示すだけの区長会の姿勢は、事実上わが組合との協議を拒否する姿勢であることを団体交渉や専門委員会等で厳しく糾してきた。

その他の重要課題として、現業系人事・給与制度の改善要求がある。今年度で経過措置期間が終わり、廃止が労使確認されている「特別昇格制度」が現業職場に果たしてきた役割を鑑み代替措置を求める課題、統括技能長や技能長の職責の軽減のために設置基準の改善を求めた課題、多くの区で技能長等に欠員が生じている事態の解消を求めると同時に、欠員調整に留まらない清掃特例や区区間交流や派遣制度の活用による人事の活性化など、現業系人事・任用制度の抜本的な改善要求は、移管以降、多種・多様化を続ける清掃事業の実態に、人事制度・給与制度の果たす役割の乖離が明らかになっていることを訴えてきた。

11月1日には、総評会館で第一波総決起集会を開催、会場を埋め尽くした多くの組合員の熱気の中で開催された第一波総決起集会は、本格的な論戦が開始される前の闘争開始宣言の集会と位置付けられた。

第二波総決起集会にあたる地連別の総決起集会は、11月7日の第一地連を皮切りに、11月8日に第四、第五地連、11月10日に第二、第三地連がそれぞれ集会を開催し、各ブロックの幹事区長に対し、職場からの切実な要求に誠意をもって対応するよう求めたものである。

11月14日には拡大闘争委員会を開催し、区長会が最終妥結時期と想定する17日の交渉の前進に向けて、18日始業時から一時間の実力行使の配置を確認した。我われの切実な要求に一切応えようとせず、早期の解決だけを求める区長会の姿勢を改めさせるための行動配置であった。

11月15日の区政会館における区長会総会に対する要請行動と座り込み行動、同日の全電通会館ホールでの第三波総決起集会にも多くの組合員が結集し、要求前進に向けた

全組合員の意思統一を図った。翌日の11月16日には区長会会長への要請行動を実施し、各地連代表者から職場実態を訴え、区長会会長として踏み込んだ対応を求めた。

職場では、全組合員及び家族による署名やステッカー闘争、適時の職場報告集会等が取り組まれた。

特別区人事委員会の勧告が例年よりも遅れた一方で、区長会は、議会日程を理由に例年どおりの妥結時期を求めた。交渉スケジュールありきの協議は、容認しないことを前提としながらも、厳しい日程での交渉期間を組織の総力を挙げて精力的な取り組みを進めた。

区長会側が交渉期限とした11月17日の専門委員会、その後の小委員会でも踏み込んだ回答が示されず、「このような内容では団体交渉をしても、妥結などできない」ことを通告し、ぎりぎりの判断を求めた。

区長会の最終提案について

- (1) 11月17日の第4回団体交渉で、区長会側は勧告の扱いについて、「昨年に引き続き、引下げ改定となる厳しい内容であり、その取扱いについて検討してまいりましたが、本年の給与改定につきましては、勧告のとおり実施することといたします」とし、業務職給料表についても「昨年の交渉結果を踏まえ、行（一）給料表の改定に準じて引下げを行う」という姿勢を崩さず、勧告どおりの提案となった。
- (2) 職責が増すばかりの統括技能長の職責の軽減のために、設置基準の改善を求めたことに対し、統括技能長の設置基準について「職務内容に応じて任命権者が必要と認められた場合に設置する」という新たな一項が加わる改善が図られた。

区長会の最終提案に対する判断について

以上のように、区長会の最終提案については、多くの項目で組合要求に応えたものではなく不満が残るものではあるが、区長会は、統括技能長の設置基準の改善や特別昇格率の改善など、いくつかの項目で我われの要求に対する踏み込んだ回答を最終段階で示したことは評価ができる。

(1) 特別区人事委員会勧告の取扱いについて

勧告給料表及び業務職給料表は、勧告どおりの改定となった。三年連続の月例給の引下げなど、不満な内容ではあるが、勧告制度がこれまで果たしてきた役割や、公務員を取り巻く現下の情勢、労使による自主決着を図ることを踏まえれば、やむを得ないものとする。

(2) 現業系人事・給与制度について

わが組合からの中心課題である現業系人事・給与制度の改善については、専門委員会等での「所要の見直しは各区において適切に図られている」という認識から、11月11日の第3回団体交渉で「所要の見直しは図られているものと認識しておりますが、今後も皆さんと協議してまいりたいと考えております」と今後の協議を約した。

(3) 高齢期雇用問題について

特別区人事委員会からは、具体的な方策等について言及はされなかったが、区長会からは、「高齢期の雇用問題につきましては、特別区における再任用等の実態を踏まえつつ、採用から退職までの人事・給与制度全体のあり方について、総合的な検証を行う必要がある」「国における関連法案の検討状況等を注視しつつ、早急に検討を進めてまいりたい」という考え方が示された。高齢期雇用の問題は、職員の生活設計に直接結びつく重要な課題であり、今後の検討にあたっては、特別区における現行制度や清掃業務の内容や職場実態を踏まえ、十分な労使協議を基に我われの意見を反映することを求める。

未曾有の被害となった東日本大震災の復旧・復興支援活動では、多くの課題が明らかになった。自治体職場のスリム化、とりわけ現業職場の際限のない合理化は、住民に身近な公共サービスの質の低下につながった。支援を受け入れた自治体側も、その支援を十分に活用できない事態が生ずるなど、自治体の責任として災害に強い公共サービス、質の高い公共サービスのあり方が、今ほど問われている時代はない。

わが組合にとって最大の課題である現業系人事・給与制度や業務職給料表への切替えにかかわる課題については、高齢期雇用の課題と併せて、総合的な検証・協議が開始される。組織内の議論も十分に行いながら、組合員が安心して働ける職場環境、労働条件の維持・向上のために、全力を挙げなければならない。

公務員、とりわけ現業系職員を取り巻く情勢は依然として厳しいが、区政の第一線で働く清掃労働者として、公務・公共サービスを守るという自信と誇りで、労働条件の改善や職場闘争の前進に向けて、全組合員が東京清掃労働組合に結集し、力強くこれからの闘いを進めなければならない。

各地連ごとの役員区長への要請、総決起集会への多くの組合員の結集、署名行動やステッカー闘争など、職場からの闘いを積み上げた全組合員に対し、中央執行委員会として心から敬意を表するものである。

闘いは継続する。中央執行委員会としては、今期確定闘争以降も続く多くの課題に対し、総力を挙げることを約して、今期確定闘争の区切りとする。

以上

I 給与改定諸項目の内容

項目	内容	備考
行政職給料表（一） 医療職給料表（二） 医療職給料表（三）	勧告のとおり実施する。	平成24年1月1日から実施
業務職給料表	別紙のとおり	勧告給料表の実施時期
統括技能長職の設置基準について	「その他、職務内容に応じて、任命権者が必要と認める場合に設置する。」を加える。	平成24年4月1日から実施
級格付の昇格率	専門委員会で示したとおり	

II 交渉項目の扱い

項目	内容
任期付短時間勤務職員採用制度の各区事項化	平成24年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。
勸奨退職特例措置の各区事項化	平成24年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。

平成23年度給与改定清掃労組要求に対する当局回答

清掃労組要求書	当局の考え方
2. 人事制度について	
② 昇任選考に積極的に応募できる環境を整えること。人材育成の観点から技能長業務の研修期間等を考慮した配置をすること。メンタル面での困難を抱える技能長が生まれないように予防策を講じること。	○ 昇任選考および研修等の運用面については、各特別区において適切な対応がなされるものと認識している。
③ 統括技能長職・技能長職の昇任選考にあたっては、2007年度から2011年度の欠員状況の実態を踏まえ、23区統一的選考を行うこと。もしくは清掃特例や派遣制度の活用で人事交流を活発化すること。	○ 統括技能長職及び技能長職については、各特別区における人事管理・事業方針等に基づいて選考が実施されている。欠員への対応は各特別区が判断して取り組むべき問題であり、統一選考によって解決を図るものではない。 人事交流については、本人希望と各特別区の人事管理上の判断を前提としている中で、制度的な対応は困難である。
④ 技能長職と技能主任職の間に技能長補佐職を新設すること。	○ 現行の4層制の人事制度において、新たな職の分化が見られるとは認識していない。また、任用制度が技能系・業務系職員全てに適用されることも踏まえると、新たな職を設置する必要はないと考えている。
⑤ 設置基準の算定基礎数に、「再任用職員・再雇用職員等を含むことができる」とした2008年賃金確定の妥結を各区で尊重し、引き続き改善を図ること。	○ 設置基準の算定基礎数に再任用職員・再雇用職等を含めるかどうかは、各特別区の実態を踏まえ、各任命権者が判断するものである。
⑥ 技能V及びVIの職種に従事する職員の希望による転職に関わる年齢制限を撤廃すること。	○ 現時点では見直しを考えていない。
3. 給与制度等について	
① 地域手当は廃止し本給に組み込むか、本給扱いとすること。	○ 地域手当は、人事委員会勧告に従って措置したものであり、これを本給に繰り入れることは困難である。
② 技能V・VIに関わる初任給格付にあたっては、身分切替職員と同様困難な清掃業務を担う以上、身分切替職員との均衡を考慮して改善すること。	○ 初任給については、行政系、技能系・業務系を含め、総合的に考慮して決定しており、技能V・VIの初任給のみを改善することは困難である。
③ 職責の有無のみにかかわらず、経験・知識とも豊富な職員の区政に対する貢献度を職務能力として評価し、給与処遇に反映させること。	○ 職員の給与処遇については、能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度の構築に努めており、これにより、職員の能力と成果を的確に、給与処遇に反映していると考えます。
④ 全級における昇格率の改善を求める。有資格者がいても、1級からの昇任者数、2級からの昇任者数を、昇格者数から差し引く結果、格付者数は少数となっている。2級格付も3級格付も、算出した昇格者が1人に満たない場合は、昇格者を1人とすることができる対応とすること。	○ 2級格付及び3級格付は、昇任者を含めて一定の昇格者数を確保していることから、算出した昇格者が1人に満たない場合について対応する必要はないものと考えます。
⑥ 勤勉手当に関わり、一律抛棄適用者の拡大は行わないこと。	○ 1級職に対する一律抛棄割合の適用については、職員の能力と成果を的確に給与処遇に反映していく観点から今後も検討していくことが必要であるものと考えている。
⑦ 査定昇給に関わり、現業系職員の査定区分を技能長以上と技能主任以下とに区分すること。	○ 昇給における職員の区分を、技能長以上と技能主任以下とに区分することは、現状では困難である。
⑧ 職員の勤務意欲を維持・高揚させるためにも、年齢による昇給抑制制度を改善すること。	○ この間、年齢による昇給抑制を行ってきたことにより、一定の効果が得られていると認識してきており、引き続き、年齢による昇給抑制が必要であるので、現状での対応は困難である。

<p>⑨ 公務労働は民間企業の効率と利潤追求を目的とした労働とはその質が違うものである。従って、現行制度の勤勉手当の成績率及び査定昇給制度を廃止し、改めて労使による十分な協議を踏まえ、客観性・合理性・公平性を備えた納得できる制度を構築すること。</p>	<p>○ 行政サービスの一層の向上や行政運営の効率化・活性化を行なっていくには、年功的要素を縮小し、職員の能力、業績及び職責を的確に反映した人事・給与制度を構築していく必要があることから、勤務成績を反映させる勤勉手当の成績率及び昇給制度を廃止することは困難である。</p>
<p>4. 高齢期雇用制度について</p>	
<p>① 再任用職員の職務は、現行、定年前職員と同じ職務とされている。清掃業務は、定年年齢を超えた再任用職員には過酷な労働であり、65歳の任期を全うできずに退職を余儀なくされている職員も存在する。従って、清掃職場に勤務する再任用職員の職務のあり方について、改めて労使による十分な協議をすること。</p>	<p>○ 再任用職員は、定年前職員と同様に本格的な職務に従事するものである。勤務形態や具体的な職務内容については、各特別区において定められ、適切に運用されているものと認識している。</p>
<p>5. その他の諸制度について</p>	
<p>① 扶養手当を改善すること。</p>	<p>○ 扶養手当は、人事委員会勧告に従って措置したものであり、支給額の引上げ等については、現状では対応困難である。</p>
<p>② 住居手当を改善すること。</p>	<p>○ 支給額の引上げについては、現状での対応は困難である。 ○ 住居手当については、特別区の実情を踏まえ、国、他団体の動向も考慮し、引き続き研究していく。</p>
<p>③ 臨時職員の賃金は、国や都は統一した基準が設けられているが、現行では各区事項とされ、各区により違いがある。夏期対策及び年末対策や年度末対策で臨時職員の応募者数が区ごとに偏り、確保が困難な区も生じている。同一労働・同一賃金の観点からも、常勤職員賃金は統一交渉で同一で決定していることを踏まえて、臨時職員の賃金は23区統一とし報酬額等も改善すること。</p>	<p>○ 非常勤職員及び臨時職員の報酬額等については、各特別区が決定することとなっていることから、現状での対応は困難である。</p>

業務職給料表の改定について (案)

1 改定方針

行政職給料表(一)における公民較差の解消による引下げにあわせて、現在の業務職給料表(平成 23 年 1 月 1 日適用)の給料月額を、行政職給料表(一)の引下げと同率程度引き下げる。ただし、行政職給料表(一)と同様、初任給付近等の号給については、引下げを緩和する。

2 業務職給料表

別紙のとおり

3 適用日

平成 24 年 1 月 1 日

経験者採用試験・選考における業務従事歴の見直しについて（案）

1 趣 旨

労働者の雇用形態の多様化や、生産年齢人口の減少が進む中で、経験者採用制度の受験資格である業務従事歴の対象範囲を拡大し、より有為な人材を獲得していく。

2 見直しの内容

（1）業務従事歴の対象範囲

これまで除外してきた、非正規労働者及び特別区職員の業務従事歴を新たに対象とする。

（2）業務従事歴として通算可能となる一つの事業に従事した週あたり

の時間数

週 29 時間以上とする。

3 実施年度

平成 24 年度（採用予定日は平成 25 年 4 月 1 日以降）

業務職給料表新旧対応表(1級、2級)

	1級						2級					
	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率
	月額	間差	月額	間差			月額	間差	月額	間差		
1	130,900	1,000	130,900	1,000	0	0.00%	204,700	1,700	204,400	1,600	-300	-0.15%
2	131,900	1,000	131,900	1,000	0	0.00%	206,400	1,900	206,000	1,900	-400	-0.19%
3	132,900	1,000	132,900	1,000	0	0.00%	208,300	1,700	207,900	1,700	-400	-0.19%
4	133,900	1,000	133,900	1,000	0	0.00%	210,000	1,700	209,600	1,800	-400	-0.19%
5	134,900	1,100	134,900	1,100	0	0.00%	211,700	1,700	211,400	1,700	-300	-0.14%
6	136,000	1,100	136,000	1,100	0	0.00%	213,400	1,800	213,100	1,800	-300	-0.14%
7	137,100	1,100	137,100	1,100	0	0.00%	215,200	1,800	214,900	1,800	-300	-0.14%
8	138,200	1,200	138,200	1,200	0	0.00%	217,000	1,500	216,700	1,300	-300	-0.14%
9	139,400	1,100	139,400	1,100	0	0.00%	218,500	2,000	218,000	2,200	-500	-0.23%
10	140,500	1,100	140,500	1,100	0	0.00%	220,500	2,000	220,200	1,800	-300	-0.14%
11	141,600	1,000	141,600	1,000	0	0.00%	222,500	1,800	222,000	1,900	-500	-0.22%
12	142,600	1,200	142,600	1,200	0	0.00%	224,300	1,500	223,900	1,500	-400	-0.18%
13	143,800	1,100	143,800	1,100	0	0.00%	225,800	1,800	225,400	1,900	-400	-0.18%
14	144,900	1,100	144,900	1,100	0	0.00%	227,600	1,800	227,300	1,800	-300	-0.13%
15	146,000	1,000	146,000	1,000	0	0.00%	229,400	1,900	229,100	1,900	-300	-0.13%
16	147,000	1,300	147,000	1,300	0	0.00%	231,300	1,800	231,000	1,700	-300	-0.13%
17	148,300	1,300	148,300	1,300	0	0.00%	233,100	1,900	232,700	1,900	-400	-0.17%
18	149,600	1,200	149,600	1,200	0	0.00%	235,000	1,800	234,600	1,800	-400	-0.17%
19	150,800	1,300	150,800	1,300	0	0.00%	236,800	1,900	236,400	1,800	-400	-0.17%
20	152,100	1,300	152,100	1,300	0	0.00%	238,700	1,800	238,200	1,900	-500	-0.21%
21	153,400	1,700	153,400	1,700	0	0.00%	240,500	1,700	240,100	1,600	-400	-0.17%
22	155,100	1,600	155,100	1,600	0	0.00%	242,200	1,600	241,700	1,700	-500	-0.21%
23	156,700	1,700	156,700	1,700	0	0.00%	243,800	1,800	243,400	1,700	-400	-0.16%
24	158,400	1,600	158,400	1,600	0	0.00%	245,600	1,600	245,100	1,700	-500	-0.20%
25	160,000	1,400	160,000	1,300	0	0.00%	247,200	1,800	246,800	1,800	-400	-0.16%
26	161,400	1,300	161,300	1,300	-100	-0.06%	249,000	1,800	248,600	1,700	-400	-0.16%
27	162,700	1,400	162,600	1,400	-100	-0.06%	250,800	1,800	250,300	1,800	-500	-0.20%
28	164,100	1,400	164,000	1,400	-100	-0.06%	252,600	1,600	252,100	1,700	-500	-0.20%
29	165,500	1,500	165,400	1,400	-100	-0.06%	254,200	1,700	253,800	1,600	-400	-0.16%
30	167,000	1,400	166,800	1,400	-200	-0.12%	255,900	1,700	255,400	1,700	-500	-0.20%
31	168,400	1,400	168,200	1,400	-200	-0.12%	257,600	1,700	257,100	1,700	-500	-0.19%
32	169,800	1,300	169,600	1,300	-200	-0.12%	259,300	1,600	258,800	1,600	-500	-0.19%
33	171,100	1,400	170,900	1,500	-200	-0.12%	260,900	1,700	260,400	1,700	-500	-0.19%
34	172,500	1,500	172,400	1,500	-100	-0.06%	262,600	1,700	262,100	1,600	-500	-0.19%
35	174,000	1,500	173,900	1,400	-100	-0.06%	264,300	1,700	263,700	1,800	-600	-0.23%
36	175,500	1,500	175,300	1,400	-200	-0.11%	266,000	1,600	265,500	1,600	-500	-0.19%
37	177,000	1,600	176,700	1,700	-300	-0.17%	267,600	1,600	267,100	1,600	-500	-0.19%
38	178,600	1,700	178,400	1,600	-200	-0.11%	269,200	1,600	268,700	1,600	-500	-0.19%
39	180,300	1,800	180,000	1,800	-300	-0.17%	270,800	1,700	270,300	1,600	-500	-0.18%
40	182,100	1,600	181,800	1,700	-300	-0.16%	272,500	1,500	271,900	1,600	-600	-0.22%

業務職給料表新旧対応表(1級、2級)

	1級						2級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差			月額	間差	月額	間差		
41	183,700	1,700	183,500	1,600	-200	-0.11%	274,000	1,600	273,500	1,700	-500	-0.18%
42	185,400	1,700	185,100	1,700	-300	-0.16%	275,600	1,600	275,200	1,400	-400	-0.15%
43	187,100	1,700	186,800	1,700	-300	-0.16%	277,200	1,500	276,600	1,600	-600	-0.22%
44	188,800	1,700	188,500	1,600	-300	-0.16%	278,700	1,400	278,200	1,300	-500	-0.18%
45	190,500	1,800	190,100	1,800	-400	-0.21%	280,100	1,400	279,500	1,500	-600	-0.21%
46	192,300	1,700	191,900	1,800	-400	-0.21%	281,500	1,400	281,000	1,200	-500	-0.18%
47	194,000	1,800	193,700	1,800	-300	-0.15%	282,900	1,500	282,200	1,600	-700	-0.25%
48	195,800	1,800	195,500	1,900	-300	-0.15%	284,400	1,300	283,800	1,300	-600	-0.21%
49	197,600	1,800	197,400	1,700	-200	-0.10%	285,700	1,400	285,100	1,400	-600	-0.21%
50	199,400	1,800	199,100	1,600	-300	-0.15%	287,100	1,300	286,500	1,300	-600	-0.21%
51	201,200	1,800	200,700	1,900	-500	-0.25%	288,400	1,400	287,800	1,400	-600	-0.21%
52	203,000	1,800	202,600	1,900	-400	-0.20%	289,800	1,300	289,200	1,300	-600	-0.21%
53	204,800	1,800	204,500	1,700	-300	-0.15%	291,100	1,400	290,500	1,400	-600	-0.21%
54	206,600	1,800	206,200	1,800	-400	-0.19%	292,500	1,400	291,900	1,300	-600	-0.21%
55	208,400	1,800	208,000	1,700	-400	-0.19%	293,900	1,400	293,200	1,500	-700	-0.24%
56	210,200	1,700	209,700	1,800	-500	-0.24%	295,300	1,300	294,700	1,300	-600	-0.20%
57	211,900	1,800	211,500	1,700	-400	-0.19%	296,600	1,000	296,000	1,200	-600	-0.20%
58	213,700	1,700	213,200	1,700	-500	-0.23%	297,600	1,300	297,200	1,100	-400	-0.13%
59	215,400	1,700	214,900	1,800	-500	-0.23%	298,900	1,400	298,300	1,100	-600	-0.20%
60	217,100	1,600	216,700	1,600	-400	-0.18%	300,300	1,400	299,400	1,400	-900	-0.30%
61	218,700	1,600	218,300	1,700	-400	-0.18%	301,700	600	300,800	700	-900	-0.30%
62	220,300	1,900	220,000	1,700	-300	-0.14%	302,300	500	301,500	800	-800	-0.26%
63	222,200	1,700	221,700	1,700	-500	-0.23%	302,800	600	302,300	700	-500	-0.17%
64	223,900	1,900	223,400	2,000	-500	-0.22%	303,400	1,500	303,000	1,200	-400	-0.13%
65	225,800	1,200	225,400	1,200	-400	-0.18%	304,900	900	304,200	900	-700	-0.23%
66	227,000	1,700	226,600	1,500	-400	-0.18%	305,800	900	305,100	900	-700	-0.23%
67	228,700	1,800	228,100	1,800	-600	-0.26%	306,700	900	306,000	900	-700	-0.23%
68	230,500	1,700	229,900	1,800	-600	-0.26%	307,600	700	306,900	700	-700	-0.23%
69	232,200	1,700	231,700	1,700	-500	-0.22%	308,300	700	307,600	700	-700	-0.23%
70	233,900	1,700	233,400	1,700	-500	-0.21%	309,000	800	308,300	800	-700	-0.23%
71	235,600	1,700	235,100	1,600	-500	-0.21%	309,800	600	309,100	600	-700	-0.23%
72	237,300	1,600	236,700	1,600	-600	-0.25%	310,400	600	309,700	700	-700	-0.23%
73	238,900	1,500	238,300	1,600	-600	-0.25%	311,000	600	310,400	500	-600	-0.19%
74	240,400	1,700	239,900	1,700	-500	-0.21%	311,600	600	310,900	600	-700	-0.22%
75	242,100	1,600	241,600	1,600	-500	-0.21%	312,200	400	311,500	400	-700	-0.22%
76	243,700	1,500	243,200	1,500	-500	-0.21%	312,600	500	311,900	500	-700	-0.22%
77	245,200	1,500	244,700	1,500	-500	-0.20%	313,100	500	312,400	500	-700	-0.22%
78	246,700	1,600	246,200	1,500	-500	-0.20%	313,600	500	312,900	500	-700	-0.22%
79	248,300	1,500	247,700	1,500	-600	-0.24%	314,100	400	313,400	400	-700	-0.22%
80	249,800	1,700	249,200	1,700	-600	-0.24%	314,500	500	313,800	400	-700	-0.22%

業務職給料表新旧対応表(1級、2級)

	1級						2級					
	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率
	月額	間差	月額	間差			月額	間差	月額	間差		
81	251,500	1,600	250,900	1,500	-600	-0.24%	315,000	500	314,200	500	-800	-0.25%
82	253,100	1,500	252,400	1,600	-700	-0.28%	315,500	500	314,700	500	-800	-0.25%
83	254,600	1,600	254,000	1,500	-600	-0.24%	316,000	400	315,200	500	-800	-0.25%
84	256,200	1,500	255,500	1,600	-700	-0.27%	316,400	400	315,700	300	-700	-0.22%
85	257,700	1,500	257,100	1,500	-600	-0.23%	316,800	400	316,000	500	-800	-0.25%
86	259,200	1,700	258,600	1,700	-600	-0.23%	317,200	500	316,500	400	-700	-0.22%
87	260,900	1,500	260,300	1,500	-600	-0.23%	317,700	300	316,900	300	-800	-0.25%
88	262,400	1,400	261,800	1,400	-600	-0.23%	318,000	400	317,200	400	-800	-0.25%
89	263,800	1,500	263,200	1,500	-600	-0.23%	318,400	400	317,600	400	-800	-0.25%
90	265,300	1,500	264,700	1,500	-600	-0.23%	318,800	500	318,000	500	-800	-0.25%
91	266,800	1,500	266,200	1,400	-600	-0.22%	319,300	300	318,500	300	-800	-0.25%
92	268,300	1,300	267,600	1,500	-700	-0.26%	319,600	300	318,800	300	-800	-0.25%
93	269,600	1,200	269,100	1,000	-500	-0.19%	319,900	400	319,100	400	-800	-0.25%
94	270,800	1,100	270,100	1,100	-700	-0.26%	320,300	400	319,500	500	-800	-0.25%
95	271,900	1,000	271,200	1,100	-700	-0.26%	320,700	400	320,000	300	-700	-0.22%
96	272,900	1,300	272,300	1,300	-600	-0.22%	321,100	300	320,300	300	-800	-0.25%
97	274,200	1,200	273,600	1,200	-600	-0.22%	321,400	300	320,600	300	-800	-0.25%
98	275,400	1,200	274,800	1,100	-600	-0.22%	321,700	300	320,900	400	-800	-0.25%
99	276,600	1,000	275,900	1,100	-700	-0.25%	322,000	400	321,300	300	-700	-0.22%
100	277,600	1,200	277,000	1,200	-600	-0.22%	322,400	300	321,600	300	-800	-0.25%
101	278,800	1,100	278,200	1,000	-600	-0.22%	322,700	300	321,900	300	-800	-0.25%
102	279,900	900	279,200	1,000	-700	-0.25%	323,000	400	322,200	400	-800	-0.25%
103	280,800	900	280,200	900	-600	-0.21%	323,400	300	322,600	300	-800	-0.25%
104	281,700	900	281,100	900	-600	-0.21%	323,700	400	322,900	400	-800	-0.25%
105	282,600	900	282,000	900	-600	-0.21%	324,100	300	323,300	300	-800	-0.25%
106	283,500	800	282,900	700	-600	-0.21%	324,400	400	323,600	400	-800	-0.25%
107	284,300	800	283,600	800	-700	-0.25%	324,800	200	324,000	200	-800	-0.25%
108	285,100	900	284,400	900	-700	-0.25%	325,000	400	324,200	400	-800	-0.25%
109	286,000	800	285,300	800	-700	-0.24%	325,400	300	324,600	300	-800	-0.25%
110	286,800	800	286,100	800	-700	-0.24%	325,700	300	324,900	300	-800	-0.25%
111	287,600	800	286,900	800	-700	-0.24%	326,000	300	325,200	300	-800	-0.25%
112	288,400	700	287,700	700	-700	-0.24%	326,300	300	325,500	300	-800	-0.25%
113	289,100	500	288,400	500	-700	-0.24%	326,600	300	325,800	300	-800	-0.24%
114	289,600	600	288,900	500	-700	-0.24%	326,900	300	326,100	300	-800	-0.24%
115	290,200	400	289,400	500	-800	-0.28%	327,200	300	326,400	300	-800	-0.24%
116	290,600	300	289,900	300	-700	-0.24%	327,500	300	326,700	300	-800	-0.24%
117	290,900	500	290,200	500	-700	-0.24%	327,800	300	327,000	300	-800	-0.24%
118	291,400	500	290,700	500	-700	-0.24%	328,100	300	327,300	300	-800	-0.24%
119	291,900	500	291,200	500	-700	-0.24%	328,400	300	327,600	300	-800	-0.24%
120	292,400	400	291,700	400	-700	-0.24%	328,700	300	327,900	300	-800	-0.24%

業務職給料表新旧対応表(1級、2級)

	1級						2級					
	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率
	月額	間差	月額	間差			月額	間差	月額	間差		
121	292,800	400	292,100	400	-700	-0.24%	329,000	200	328,200	200	-800	-0.24%
122	293,200	400	292,500	400	-700	-0.24%	329,200	200	328,400	200	-800	-0.24%
123	293,600	400	292,900	400	-700	-0.24%	329,400	200	328,600	200	-800	-0.24%
124	294,000	500	293,300	500	-700	-0.24%	329,600	200	328,800	200	-800	-0.24%
125	294,500	400	293,800	400	-700	-0.24%	329,800	200	329,000	200	-800	-0.24%
126	294,900	500	294,200	500	-700	-0.24%	330,000	200	329,200	200	-800	-0.24%
127	295,400	300	294,700	300	-700	-0.24%	330,200	200	329,400	200	-800	-0.24%
128	295,700	300	295,000	300	-700	-0.24%	330,400	200	329,600	200	-800	-0.24%
129	296,000	300	295,300	200	-700	-0.24%	330,600	200	329,800	200	-800	-0.24%
130	296,300	400	295,500	400	-800	-0.27%	330,800	200	330,000	200	-800	-0.24%
131	296,700	300	295,900	500	-800	-0.27%	331,000	200	330,200	200	-800	-0.24%
132	297,000	600	296,400	500	-600	-0.20%	331,200	200	330,400	200	-800	-0.24%
133	297,600	200	296,900	200	-700	-0.24%	331,400	100	330,600	100	-800	-0.24%
134	297,800	200	297,100	200	-700	-0.24%	331,500	100	330,700	100	-800	-0.24%
135	298,000	300	297,300	300	-700	-0.23%	331,600	100	330,800	100	-800	-0.24%
136	298,300	500	297,600	500	-700	-0.23%	331,700	100	330,900	100	-800	-0.24%
137	298,800	400	298,100	400	-700	-0.23%	331,800	100	331,000	100	-800	-0.24%
138	299,200	300	298,500	300	-700	-0.23%	331,900	100	331,100	100	-800	-0.24%
139	299,500	400	298,800	400	-700	-0.23%	332,000	100	331,200	100	-800	-0.24%
140	299,900	300	299,200	300	-700	-0.23%	332,100	100	331,300	100	-800	-0.24%
141	300,200	400	299,500	400	-700	-0.23%	332,200	100	331,400	100	-800	-0.24%
142	300,600	300	299,900	300	-700	-0.23%	332,300	100	331,500	100	-800	-0.24%
143	300,900	300	300,200	300	-700	-0.23%	332,400	100	331,600	100	-800	-0.24%
144	301,200	300	300,500	300	-700	-0.23%	332,500	100	331,700	100	-800	-0.24%
145	301,500	300	300,800	300	-700	-0.23%	332,600	100	331,800	100	-800	-0.24%
146	301,800	300	301,100	300	-700	-0.23%	332,700	100	331,900	100	-800	-0.24%
147	302,100	300	301,400	300	-700	-0.23%	332,800	100	332,000	100	-800	-0.24%
148	302,400	300	301,700	300	-700	-0.23%	332,900	100	332,100	100	-800	-0.24%
149	302,700	300	302,000	300	-700	-0.23%	333,000		332,200		-800	-0.24%
150	303,000	300	302,300	300	-700	-0.23%						
151	303,300	300	302,600	300	-700	-0.23%						
152	303,600	300	302,900	300	-700	-0.23%						
153	303,900		303,200		-700	-0.23%						
154												
155												
156												
157												
再任用職員	210,800		210,200		-600	-0.28%	225,700		225,000		-700	-0.31%

業務職給料表新旧対応表(3級、4級)

	3級						4級					
	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率
	月額	間差	月額	間差			月額	間差	月額	間差		
1	226,400	1,900	225,900	1,900	-500	-0.22%	230,200	1,900	229,700	1,800	-500	-0.22%
2	228,300	1,800	227,800	1,800	-500	-0.22%	232,100	1,800	231,500	1,900	-600	-0.26%
3	230,100	1,800	229,600	1,800	-500	-0.22%	233,900	1,900	233,400	1,900	-500	-0.21%
4	231,900	1,900	231,400	2,000	-500	-0.22%	235,800	1,900	235,300	1,900	-500	-0.21%
5	233,800	1,900	233,400	1,900	-400	-0.17%	237,700	1,900	237,200	1,900	-500	-0.21%
6	235,700	1,800	235,300	1,700	-400	-0.17%	239,600	1,900	239,100	1,900	-500	-0.21%
7	237,500	1,900	237,000	1,900	-500	-0.21%	241,500	1,900	241,000	1,900	-500	-0.21%
8	239,400	2,000	238,900	2,000	-500	-0.21%	243,400	2,000	242,900	1,900	-500	-0.21%
9	241,400	1,800	240,900	1,800	-500	-0.21%	245,400	2,000	244,800	2,100	-600	-0.24%
10	243,200	2,000	242,700	2,000	-500	-0.21%	247,400	2,000	246,900	1,900	-500	-0.20%
11	245,200	2,000	244,700	2,000	-500	-0.20%	249,400	2,100	248,800	2,000	-600	-0.24%
12	247,200	1,900	246,700	2,000	-500	-0.20%	251,500	1,800	250,800	1,900	-700	-0.28%
13	249,100	2,000	248,700	1,900	-400	-0.16%	253,300	2,100	252,700	2,100	-600	-0.24%
14	251,100	1,900	250,600	2,000	-500	-0.20%	255,400	2,000	254,800	2,000	-600	-0.23%
15	253,000	2,000	252,600	1,900	-400	-0.16%	257,400	2,000	256,800	2,000	-600	-0.23%
16	255,000	1,900	254,500	2,000	-500	-0.20%	259,400	1,900	258,800	2,000	-600	-0.23%
17	256,900	2,000	256,500	2,000	-400	-0.16%	261,300	2,100	260,800	2,100	-500	-0.19%
18	258,900	2,100	258,500	2,100	-400	-0.15%	263,400	2,100	262,900	2,100	-500	-0.19%
19	261,000	1,900	260,600	1,900	-400	-0.15%	265,500	1,900	265,000	1,900	-500	-0.19%
20	262,900	1,900	262,500	1,900	-400	-0.15%	267,400	1,900	266,900	1,900	-500	-0.19%
21	264,800	1,900	264,400	1,900	-400	-0.15%	269,300	2,000	268,800	2,100	-500	-0.19%
22	266,700	2,000	266,300	2,000	-400	-0.15%	271,300	2,100	270,900	2,100	-400	-0.15%
23	268,700	2,000	268,300	2,000	-400	-0.15%	273,400	2,100	273,000	2,000	-400	-0.15%
24	270,700	2,000	270,300	2,000	-400	-0.15%	275,500	1,900	275,000	1,900	-500	-0.18%
25	272,700	2,100	272,300	2,100	-400	-0.15%	277,400	2,200	276,900	2,100	-500	-0.18%
26	274,800	2,000	274,400	1,900	-400	-0.15%	279,600	2,100	279,000	2,200	-600	-0.21%
27	276,800	1,900	276,300	1,900	-500	-0.18%	281,700	2,100	281,200	2,200	-500	-0.18%
28	278,700	1,900	278,200	2,000	-500	-0.18%	283,800	2,200	283,400	2,100	-400	-0.14%
29	280,600	2,000	280,200	1,900	-400	-0.14%	286,000	2,000	285,500	2,100	-500	-0.17%
30	282,600	2,000	282,100	2,000	-500	-0.18%	288,000	2,100	287,600	1,900	-400	-0.14%
31	284,600	1,900	284,100	1,900	-500	-0.18%	290,100	2,000	289,500	2,100	-600	-0.21%
32	286,500	1,900	286,000	1,900	-500	-0.17%	292,100	1,900	291,600	2,000	-500	-0.17%
33	288,400	1,900	287,900	1,900	-500	-0.17%	294,000	2,100	293,600	2,000	-400	-0.14%
34	290,300	1,800	289,800	1,800	-500	-0.17%	296,100	2,100	295,600	2,100	-500	-0.17%
35	292,100	1,900	291,600	1,900	-500	-0.17%	298,200	2,000	297,700	1,900	-500	-0.17%
36	294,000	1,800	293,500	1,800	-500	-0.17%	300,200	1,900	299,600	1,900	-600	-0.20%
37	295,800	1,800	295,300	1,700	-500	-0.17%	302,100	2,100	301,500	2,100	-600	-0.20%
38	297,600	1,700	297,000	1,800	-600	-0.20%	304,200	2,000	303,600	2,000	-600	-0.20%
39	299,300	1,800	298,800	1,700	-500	-0.17%	306,200	2,100	305,600	2,100	-600	-0.20%
40	301,100	1,700	300,500	1,700	-600	-0.20%	308,300	1,800	307,700	1,800	-600	-0.19%

業務職給料表新旧対応表(3級、4級)

	3級						4級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差			月額	間差	月額	間差		
41	302,800	1,800	302,200	1,800	-600	-0.20%	310,100	2,000	309,500	2,000	-600	-0.19%
42	304,600	1,700	304,000	1,700	-600	-0.20%	312,100	1,900	311,500	1,900	-600	-0.19%
43	306,300	1,600	305,700	1,600	-600	-0.20%	314,000	2,100	313,400	2,100	-600	-0.19%
44	307,900	1,600	307,300	1,600	-600	-0.19%	316,100	1,900	315,500	1,900	-600	-0.19%
45	309,500	1,600	308,900	1,500	-600	-0.19%	318,000	1,800	317,400	1,800	-600	-0.19%
46	311,100	1,400	310,400	1,500	-700	-0.23%	319,800	2,000	319,200	1,900	-600	-0.19%
47	312,500	1,600	311,900	1,500	-600	-0.19%	321,800	1,900	321,100	1,900	-700	-0.22%
48	314,100	1,600	313,400	1,700	-700	-0.22%	323,700	1,800	323,000	1,800	-700	-0.22%
49	315,700	1,300	315,100	1,200	-600	-0.19%	325,500	1,800	324,800	1,800	-700	-0.22%
50	317,000	1,300	316,300	1,300	-700	-0.22%	327,300	1,800	326,600	1,800	-700	-0.21%
51	318,300	1,300	317,600	1,300	-700	-0.22%	329,100	1,800	328,400	1,800	-700	-0.21%
52	319,600	1,200	318,900	1,200	-700	-0.22%	330,900	1,800	330,200	1,800	-700	-0.21%
53	320,800	1,100	320,100	1,100	-700	-0.22%	332,700	1,600	332,000	1,600	-700	-0.21%
54	321,900	1,100	321,200	1,100	-700	-0.22%	334,300	1,400	333,600	1,400	-700	-0.21%
55	323,000	1,000	322,300	1,000	-700	-0.22%	335,700	1,400	335,000	1,300	-700	-0.21%
56	324,000	1,000	323,300	1,000	-700	-0.22%	337,100	1,300	336,300	1,300	-800	-0.24%
57	325,000	800	324,300	800	-700	-0.22%	338,400	1,300	337,600	1,300	-800	-0.24%
58	325,800	800	325,100	800	-700	-0.21%	339,700	1,200	338,900	1,300	-800	-0.24%
59	326,600	800	325,900	800	-700	-0.21%	340,900	1,200	340,200	1,100	-700	-0.21%
60	327,400	800	326,700	800	-700	-0.21%	342,100	1,200	341,300	1,200	-800	-0.23%
61	328,200	900	327,500	900	-700	-0.21%	343,300	1,100	342,500	1,100	-800	-0.23%
62	329,100	800	328,400	900	-700	-0.21%	344,400	1,200	343,600	1,200	-800	-0.23%
63	329,900	900	329,300	700	-600	-0.18%	345,600	1,300	344,800	1,300	-800	-0.23%
64	330,800	700	330,000	700	-800	-0.24%	346,900	1,100	346,100	1,100	-800	-0.23%
65	331,500	600	330,700	600	-800	-0.24%	348,000	1,000	347,200	1,000	-800	-0.23%
66	332,100	800	331,300	800	-800	-0.24%	349,000	900	348,200	900	-800	-0.23%
67	332,900	800	332,100	800	-800	-0.24%	349,900	1,000	349,100	1,000	-800	-0.23%
68	333,700	700	332,900	700	-800	-0.24%	350,900	900	350,100	900	-800	-0.23%
69	334,400	500	333,600	500	-800	-0.24%	351,800	800	351,000	800	-800	-0.23%
70	334,900	600	334,100	600	-800	-0.24%	352,600	800	351,800	800	-800	-0.23%
71	335,500	600	334,700	600	-800	-0.24%	353,400	700	352,600	700	-800	-0.23%
72	336,100	600	335,300	600	-800	-0.24%	354,100	700	353,300	700	-800	-0.23%
73	336,700	600	335,900	600	-800	-0.24%	354,800	700	354,000	700	-800	-0.23%
74	337,300	600	336,500	600	-800	-0.24%	355,500	700	354,700	700	-800	-0.23%
75	337,900	600	337,100	600	-800	-0.24%	356,200	600	355,400	600	-800	-0.22%
76	338,500	600	337,700	600	-800	-0.24%	356,800	700	356,000	700	-800	-0.22%
77	339,100	600	338,300	700	-800	-0.24%	357,500	600	356,700	700	-800	-0.22%
78	339,700	600	339,000	600	-700	-0.21%	358,100	700	357,400	600	-700	-0.20%
79	340,300	600	339,600	500	-700	-0.21%	358,800	500	358,000	500	-800	-0.22%
80	340,900	500	340,100	500	-800	-0.23%	359,300	400	358,500	400	-800	-0.22%

業務職給料表新旧対応表(3級、4級)

	3級						4級					
	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率
	月額	間差	月額	間差			月額	間差	月額	間差		
81	341,400	500	340,600	500	-800	-0.23%	359,700	500	358,900	600	-800	-0.22%
82	341,900	500	341,100	500	-800	-0.23%	360,200	700	359,500	600	-700	-0.19%
83	342,400	500	341,600	600	-800	-0.23%	360,900	600	360,100	600	-800	-0.22%
84	342,900	600	342,200	500	-700	-0.20%	361,500	500	360,700	400	-800	-0.22%
85	343,500	400	342,700	400	-800	-0.23%	362,000	500	361,100	500	-900	-0.25%
86	343,900	500	343,100	500	-800	-0.23%	362,500	500	361,600	600	-900	-0.25%
87	344,400	400	343,600	500	-800	-0.23%	363,000	500	362,200	500	-800	-0.22%
88	344,800	600	344,100	500	-700	-0.20%	363,500	500	362,700	400	-800	-0.22%
89	345,400	400	344,600	400	-800	-0.23%	364,000	500	363,100	600	-900	-0.25%
90	345,800	500	345,000	500	-800	-0.23%	364,500	600	363,700	500	-800	-0.22%
91	346,300	400	345,500	500	-800	-0.23%	365,100	500	364,200	500	-900	-0.25%
92	346,700	600	346,000	500	-700	-0.20%	365,600	500	364,700	500	-900	-0.25%
93	347,300	500	346,500	400	-800	-0.23%	366,100	400	365,200	500	-900	-0.25%
94	347,800	500	346,900	500	-900	-0.26%	366,500	600	365,700	500	-800	-0.22%
95	348,300	500	347,400	600	-900	-0.26%	367,100	500	366,200	500	-900	-0.25%
96	348,800	500	348,000	400	-800	-0.23%	367,600	500	366,700	500	-900	-0.24%
97	349,300	500	348,400	500	-900	-0.26%	368,100	500	367,200	500	-900	-0.24%
98	349,800	400	348,900	400	-900	-0.26%	368,600	400	367,700	400	-900	-0.24%
99	350,200	500	349,300	600	-900	-0.26%	369,000	500	368,100	600	-900	-0.24%
100	350,700	500	349,900	500	-800	-0.23%	369,500	500	368,700	500	-800	-0.22%
101	351,200	500	350,400	300	-800	-0.23%	370,000	600	369,200	500	-800	-0.22%
102	351,700	400	350,700	600	-1,000	-0.28%	370,600	500	369,700	500	-900	-0.24%
103	352,100	500	351,300	400	-800	-0.23%	371,100	500	370,200	500	-900	-0.24%
104	352,600	400	351,700	400	-900	-0.26%	371,600	400	370,700	500	-900	-0.24%
105	353,000	500	352,100	500	-900	-0.25%	372,000	500	371,200	300	-800	-0.22%
106	353,500	500	352,600	600	-900	-0.25%	372,500	400	371,500	600	-1,000	-0.27%
107	354,000	500	353,200	500	-800	-0.23%	372,900	600	372,100	500	-800	-0.21%
108	354,500	400	353,700	300	-800	-0.23%	373,500	400	372,600	400	-900	-0.24%
109	354,900	300	354,000	400	-900	-0.25%	373,900	300	373,000	400	-900	-0.24%
110	355,200	400	354,400	300	-800	-0.23%	374,200	500	373,400	400	-800	-0.21%
111	355,600	300	354,700	400	-900	-0.25%	374,700	300	373,800	400	-900	-0.24%
112	355,900	300	355,100	200	-800	-0.22%	375,000	500	374,200	400	-800	-0.21%
113	356,200	200	355,300	300	-900	-0.25%	375,500	400	374,600	400	-900	-0.24%
114	356,400	400	355,600	300	-800	-0.22%	375,900	400	375,000	500	-900	-0.24%
115	356,800	300	355,900	400	-900	-0.25%	376,300	500	375,500	400	-800	-0.21%
116	357,100	300	356,300	200	-800	-0.22%	376,800	300	375,900	400	-900	-0.24%
117	357,400	200	356,500	200	-900	-0.25%	377,100	500	376,300	400	-800	-0.21%
118	357,600	300	356,700	400	-900	-0.25%	377,600	400	376,700	400	-900	-0.24%
119	357,900	400	357,100	300	-800	-0.22%	378,000	400	377,100	400	-900	-0.24%
120	358,300	200	357,400	300	-900	-0.25%	378,400	300	377,500	300	-900	-0.24%

業務職給料表新旧対応表(3級、4級)

	3級						4級					
	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率	現行		最終		現-最 改定額	現-最 改定率
	月額	間差	月額	間差			月額	間差	月額	間差		
121	358,500	400	357,700	400	-800	-0.22%	378,700		377,800		-900	-0.24%
122	358,900	400	358,100	400	-800	-0.22%						
123	359,300	400	358,500	400	-800	-0.22%						
124	359,700	400	358,900	400	-800	-0.22%						
125	360,100	400	359,300	400	-800	-0.22%						
126	360,500	400	359,700	400	-800	-0.22%						
127	360,900	400	360,100	400	-800	-0.22%						
128	361,300	400	360,500	400	-800	-0.22%						
129	361,700	400	360,900	400	-800	-0.22%						
130	362,100	400	361,300	400	-800	-0.22%						
131	362,500	400	361,700	400	-800	-0.22%						
132	362,900	400	362,100	400	-800	-0.22%						
133	363,300	400	362,500	400	-800	-0.22%						
134	363,700	400	362,900	400	-800	-0.22%						
135	364,100	400	363,300	400	-800	-0.22%						
136	364,500	400	363,700	400	-800	-0.22%						
137	364,900	400	364,100	400	-800	-0.22%						
138	365,300	400	364,500	400	-800	-0.22%						
139	365,700	400	364,900	400	-800	-0.22%						
140	366,100	400	365,300	400	-800	-0.22%						
141	366,500	400	365,700	400	-800	-0.22%						
142	366,900	400	366,100	400	-800	-0.22%						
143	367,300	400	366,500	400	-800	-0.22%						
144	367,700	400	366,900	400	-800	-0.22%						
145	368,100	400	367,300	400	-800	-0.22%						
146	368,500	400	367,700	400	-800	-0.22%						
147	368,900	400	368,100	400	-800	-0.22%						
148	369,300	400	368,500	400	-800	-0.22%						
149	369,700	400	368,900	400	-800	-0.22%						
150	370,100	400	369,300	400	-800	-0.22%						
151	370,500	400	369,700	400	-800	-0.22%						
152	370,900	400	370,100	400	-800	-0.22%						
153	371,300	300	370,500	300	-800	-0.22%						
154	371,600	300	370,800	300	-800	-0.22%						
155	371,900	300	371,100	300	-800	-0.22%						
156	372,200	300	371,400	300	-800	-0.21%						
157	372,500		371,700			-0.21%						
再任用職員	247,000		246,200		-800	-0.32%	278,800		277,900		-900	-0.32%

保障額表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				379,300
63				380,900
64				382,300
65				383,900
66		333,500		385,100
67		334,500		386,500
68		335,500		387,900
69		336,600		389,100
70		337,700		390,400
71		338,800		391,600
72		339,900		392,900
73		340,900	372,400	393,900
74		341,900	373,200	395,000
75		342,800	374,100	396,100
76		343,700	375,000	397,100
77		344,500	375,800	398,000
78		345,300	376,600	398,800
79		346,200	377,200	399,600
80		347,100	378,000	400,500
81		347,900	378,700	401,400
82		348,600	379,400	402,100
83		349,400	380,100	402,900
84		350,200	380,800	403,700
85		351,000	381,300	404,300
86		351,800	381,900	404,900
87		352,400	382,500	405,500
88		353,200	383,100	406,200
89		353,900	383,600	406,800
90		354,600	384,000	407,500
91		355,100	384,600	408,200
92		355,700	385,100	408,900
93		356,200	385,600	409,400
94		356,800	386,200	409,900
95		357,400	386,800	410,500
96		357,900	387,300	411,100
97		358,400	387,800	411,600
98	304,300	358,900	388,400	412,200
99	305,400	359,400	388,900	412,700
100	306,400	359,900	389,400	413,300
101	307,500	360,300	389,900	413,900
102	308,600	360,800	390,400	414,500
103	309,700	361,300	391,000	415,100
104	310,700	361,800	391,400	415,700

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
105	311,500	362,100	391,900	416,200
106	312,200	362,500	392,500	416,800
107	313,000	363,000	393,000	417,400
108	313,800	363,400	393,400	418,000
109	314,600	363,800	393,900	418,400
110	315,400	364,300	394,400	418,900
111	316,200	364,800	394,900	419,400
112	317,000	365,200	395,400	419,800
113	317,600	365,500	396,000	420,300
114	318,300	365,800	396,400	420,900
115	318,900	366,200	396,900	421,500
116	319,300	366,600	397,400	422,000
117	319,900	367,000	397,900	422,400
118	320,500	367,400	398,300	422,900
119	321,100	367,800	398,800	423,400
120	321,700	368,200	399,300	423,900
121	322,500	368,500	399,800	424,400
122	323,100	369,000	400,300	424,900
123	323,700	369,500	400,800	425,400
124	324,300	369,800	401,300	426,000
125	325,000	370,200	401,800	426,500
126	325,600	370,600	402,300	426,900
127	326,200	371,100	402,800	427,300
128	326,600	371,600	403,300	427,900
129	327,100	372,000	403,800	428,500
130	327,600	372,500	404,200	429,000
131	328,200	373,000	404,700	429,600
132	328,800	373,300	405,200	430,200
133	329,300	373,800	405,600	430,800
134	329,900	374,200	406,100	431,300
135	330,500	374,700	406,600	431,800
136	331,000	375,200	407,100	432,400
137	331,500	375,600	407,600	433,000
138	332,000	376,000	408,000	433,500
139	332,500	376,500	408,400	434,100
140	333,000	376,800	408,800	434,600
141	333,400	377,200	409,400	434,900
142	333,800	377,700	409,700	435,500
143	334,300	378,200	410,000	436,100
144	334,800	378,700	410,400	436,700
145	335,100	379,100	411,100	437,200
146	335,400	379,600	411,600	437,700
147	335,800	380,100	412,000	438,200
148	336,200	380,600	412,500	438,800
149	336,700	380,900	412,900	439,300
150	337,100	381,300	413,400	439,900
151	337,500	381,700	413,900	440,500
152	337,900	382,100	414,400	441,100
153	338,400	382,600	414,900	441,500
154	338,900	383,100	415,400	442,100
155	339,300	383,600	415,900	442,600
156	339,700	384,000	416,500	443,100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
157	340,100	384,400	417,000	443,600
158	340,500	384,900	417,500	444,100
159	340,800	385,300	418,000	444,600
160	341,100	385,800	418,400	445,200
161	341,500	386,200	418,900	445,700
162	341,900	386,600	419,300	446,300
163	342,300	387,100	419,700	446,800
164	342,600	387,600	420,200	447,400
165	343,100	388,000	420,700	447,900
166	343,500	388,400	421,200	448,500
167	343,800	388,800	421,700	449,000
168	344,200	389,300	422,300	449,600
169	344,700	389,700	422,800	450,100
170	345,100		423,200	
171	345,500		423,700	
172	345,900		424,200	
173	346,400		424,700	
174	346,800		425,200	
175	347,200		425,700	
176	347,600		426,300	
177	347,900		426,700	
178	348,200		427,100	
179	348,600		427,500	
180	349,000		428,100	
181	349,500		428,600	
182	349,900		429,100	
183	350,200		429,600	
184	350,600		430,100	
185	351,100		430,600	
186	351,500		431,100	
187	351,900		431,600	
188	352,200		432,100	
189	352,500		432,600	
190	352,900		433,100	
191	353,300		433,600	
192	353,700		434,200	
193	354,200		434,600	
194	354,600			
195	355,000			
196	355,300			
197	355,700			
198	356,100			
199	356,500			
200	356,900			
201	357,300			

昇格時対応号給表

号給	2級	3級	4級
1	1	1	5
2	1	1	6
3	1	1	7
4	1	1	8
5	1	1	9
6	1	1	10
7	1	1	11
8	1	1	12
9	1	1	13
10	1	2	14
11	1	3	15
12	1	4	16
13	1	5	17
14	1	6	18
15	1	7	19
16	1	8	20
17	1	9	21
18	1	10	22
19	1	11	23
20	1	12	24
21	1	13	25
22	1	14	26
23	1	15	27
24	1	16	28
25	1	17	29
26	1	18	30
27	1	19	31
28	1	20	32
29	1	21	33
30	1	22	34
31	1	23	35
32	1	24	36
33	1	25	37
34	1	26	38
35	1	27	39
36	1	28	40
37	1	29	41
38	1	30	42
39	1	31	43
40	1	32	44
41	1	33	45
42	1	34	46
43	1	35	47
44	1	36	48
45	1	37	49
46	2	38	50
47	3	39	51
48	4	40	52
49	5	41	53
50	6	42	54
51	7	43	55

号給	2級	3級	4級
52	8	44	56
53	9	45	57
54	10	46	58
55	11	47	59
56	12	48	60
57	13	49	61
58	14	49	61
59	15	50	62
60	16	50	62
61	17	51	63
62	18	51	63
63	19	52	64
64	20	52	64
65	21	53	65
66	22	54	65
67	23	55	66
68	24	56	66
69	25	57	67
70	26	57	67
71	27	58	68
72	28	58	68
73	29	59	69
74	30	59	69
75	31	60	70
76	32	60	70
77	33	61	71
78	34	61	71
79	35	61	72
80	36	62	72
81	37	62	73
82	38	62	74
83	39	63	75
84	40	63	76
85	41	63	77
86	42	64	77
87	43	64	78
88	44	64	78
89	45	65	79
90	46	65	79
91	47	66	80
92	48	66	80
93	49	67	81
94	50	67	82
95	51	68	83
96	52	68	84
97	53	69	85
98	54	69	86
99	55	70	87
100	56	70	88
101	57	71	89
102	57	71	89

号給	2級	3級	4級
103	58	72	90
104	58	72	90
105	59	73	91
106	59	73	91
107	60	74	92
108	60	74	92
109	61	75	93
110	61	75	94
111	62	76	95
112	62	76	96
113	63	77	97
114	63	77	97
115	64	78	98
116	64	78	98
117	65	79	99
118	65	79	99
119	66	80	100
120	66	80	100
121	67	81	101
122	67	81	102
123	68	81	103
124	68	82	104
125	69	82	105
126	69	82	106
127	70	83	107
128	70	83	108
129	71	83	109
130	71	84	109
131	72	84	110
132	72	84	110
133	73	85	111
134	73	85	111
135	73	85	112
136	74	85	112
137	74	85	113
138	74	86	114
139	75	86	115
140	75	86	116
141	75	86	117
142	76	86	118
143	76	87	119
144	76	87	120
145	77	87	121
146	77	87	121
147	78	87	121
148	78	88	121
149	79	88	121
150	79		121
151	80		121
152	80		121
153	81		121

号給	2級	3級	4級
154			121
155			121
156			121
157			121